

個人情報保護法の改正に伴い生じる本市の個人情報保護制度への主な影響点

従来、条例で定めていた本市の個人情報保護制度が、改正された個人情報保護法で規律されることになることに伴い生じる影響について、現時点で得られた情報により、下表のとおり整理した。

項 目	武蔵村山市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
個人情報の定義	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	<p>① 「生存する個人に関する情報であつて、・・・」の部分は同様であるが、左の下線部分が「他の情報と容易に照合することができる」とされる。「容易に」を条件とする場合、「容易に」がない場合と比較して、個人情報の範囲が現在と比べて狭くなる結果、条例により保護される個人情報の範囲が狭まることになる。</p> <p>② 個人情報の定義に、個人識別符号（指紋認識データ、顔認識データ、旅券番号、運転免許証番号など）が含まれるものも該当するとされる。現在の市の条例には、この個人識別符号について、明らかには定めてはいないが、「他の情報と容易に照合することができ」としていないため、実質的に個人情報の範囲に個人識別符号を含むという運用を行っている。</p>
行政機関等匿名加工情報の作成	<p>規定がない。</p> <p>※ 規定がない理由</p> <p>これまで、本市においては、匿名加工情報、いわゆるビッグデータ提供の必要性に迫られなかったことによる。</p>	匿名加工情報（個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり、個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することで、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。）を非個人情報と整理した上で、行政機関の長等（国の機関、地方公共団体の機関の長等）は、行政機関等匿名加工情報ファイルを作成することができることとされる。

項 目	武蔵村山市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
<p>個人情報の取扱い(保有制限、安全確保措置、目的外利用又は外部提供の制限)</p>	<p>1 個人情報の保有制限</p> <p>(1) 個人情報の保有は、その所掌する事務を達成するために必要な場合に限り行うことができ、かつ、利用目的をできる限り特定する。</p> <p>(2) 個人の思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる事実に関する事項等に係る個人情報は、原則、保有してはならない(いわゆるセンシティブ情報の保有禁止)。</p> <p>(3) 個人情報の収集は、原則、本人から直接収集しなければならない。</p> <p>2 安全確保措置</p> <p>(1) 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。また、その所属職員に対して、個人情報の適正な取扱いについて指導及び監督に努めなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定を、実施機関から個人情報を処理する事務の委託を受けた者や指定管理者に、「<u>直接</u>」適用する。</p> <p>3 目的外利用又は外部提供の制限</p> <p>実施機関は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならない。ただし、①法令等に定めがあるとき、②あらかじめ本人の同意を得ているとき、等の場合は、</p>	<p>1 個人情報の保有制限</p> <p>(1) 個人情報の保有は、法令で定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り行うことができ、かつ、利用目的をできる限り特定する。</p> <p>(2) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <div data-bbox="1332 523 2072 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 国の考え方</p> <p>個人情報の保有は、法令の定める所掌事務の遂行に必要な場合に利用目的の達成に必要な範囲内でのみ認められるものであり、法令上、個人情報を保有できる範囲と、取得制限がある条例上、個人情報を保有できる範囲は概ね同様である、との考え方がある。</p> </div> <p>2 安全確保措置</p> <p>(1) 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定を、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者、指定管理者、地方独立行政法人等に「<u>直接</u>」適用する。</p> <p>3 目的外利用又は外部提供の制限</p> <p>行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならない。ただし、①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、</p>

項 目	武蔵村山市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
	<p>目的外利用又は外部提供をすることができる。</p>	<p>②行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合又は保有個人情報の提供を受ける一定の者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用する場合であって、かつ、それぞれ相当の理由があるとき等は、目的外利用又は外部提供をすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 国の考え方</p> <p>保有個人情報の目的外利用・外部提供について、地方公共団体にも行政機関個人情報保護法と同等の規定を改正個人情報保護法で適用し、「相当の理由」の具体的な判断に資するために国が定めるガイドライン等に基づく運用を行うことで、個人情報の保護水準を従前から変えることなく、共通ルールの下で運用が図られる、との考え方がある。</p> </div>
<p>自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求</p>	<p>① 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をすることができる。</p> <p>② 開示決定は、請求があった日の翌日から起算して<u>14日以内</u>（訂正・利用停止決定は<u>30日以内</u>）にしなければならない。</p> <p>③ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する費用は、<u>無料とする</u>。ただし、写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p>	<p>① 何人も、行政機関の長等に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をすることができる。</p> <p>② 開示決定等は、請求があった日から <u>30日以内</u>にしなければならない。</p> <p>③ 地方公共団体の機関に対し開示請求等をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない</u>。</p>

項 目	武蔵村山市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
匿名加工情報の提供制度の導入	規定がない。	行政機関の長等は、定期的に、民間事業者から、行政機関等匿名加工情報の利用について提案を募集することとする(国と同じ規律を適用)。ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することが可能とされる。
個人情報保護審議会の権能	<p>武蔵村山市個人情報保護審議会は、次の事案に関する事項、つまり個別事案に関する審議をすることを目的の中心に、諮問に応じ答申する機関として設置されている。</p> <p>① 条例で規定する事由以外での本人以外のものからの個人情報の収集</p> <p>② 条例で規定する事由以外での保有個人情報の目的外利用又は外部提供</p> <p>③ 条例で規定する事由以外での電子計算組織の結合</p> <p>④ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項</p>	<p>地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、次に掲げる施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認めるときに諮問する。</p> <p>① 地方公共団体の機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう講ずる措置</p> <p>② 地方公共団体の区域内の事業者及び住民に対する個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な措置</p> <p>③ 個人情報の取扱いに関し事業者と住民との間に生じた苦情の処理のあっせんその他必要な措置</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>個人情報保護審議会の権能は、従来の目的外利用・外部提供等の是非を審議するといった個別事案の審議から、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行する。</p>
その他(任意代理人による開示請求等)	保有個人情報の開示等を請求できる者は、本人のほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみ（保有特定個人情報の場合は任意代理人を含む。）としている。	保有個人情報の開示等を請求できる者の範囲に、新たに任意代理人が加えられる。